

ふくしまの介護

介護保険
だより
2026.7
No.30

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険は、円滑な介護保険事業を行っていくためみなさんの保険料が大切な財源となっています。介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

- ◆65歳以上の方の介護保険料は、市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。福島市の基準額は78,000円(年額)です。
- ◆介護保険料は、ご本人の所得金額等及び世帯の市民税課税状況により13段階に区分されます。令和8年度の保険料は次のとおりです。

段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
1	生活保護受給者等 市民税非課税世帯(合計所得金額+年金収入=82万6,500円以下)	基準額 × 0.285	22,200円
2	市民税非課税世帯(合計所得金額+年金収入=82万6,500円超120万円以下)	基準額 × 0.485	37,800円
3	市民税非課税世帯(合計所得金額+年金収入=120万円超)	基準額 × 0.685	53,400円
4	本人が市民税非課税(課税世帯)(合計所得金額+年金収入=82万6,500円以下)	基準額 × 0.875	68,300円
5	本人が市民税非課税(課税世帯)(合計所得金額+年金収入=82万6,500円超)	基準額 (1.0)	78,000円
6	本人が市民税課税(合計所得金額120万円未満)	基準額 × 1.15	89,700円
7	本人が市民税課税(合計所得金額120万円以上210万円未満)	基準額 × 1.275	99,500円
8	本人が市民税課税(合計所得金額210万円以上320万円未満)	基準額 × 1.5	117,000円
9	本人が市民税課税(合計所得金額320万円以上420万円未満)	基準額 × 1.7	132,600円
10	本人が市民税課税(合計所得金額420万円以上520万円未満)	基準額 × 1.9	148,200円
11	本人が市民税課税(合計所得金額520万円以上620万円未満)	基準額 × 2.1	163,800円
12	本人が市民税課税(合計所得金額620万円以上720万円未満)	基準額 × 2.3	179,400円
13	本人が市民税課税(合計所得金額720万円以上)	基準額 × 2.4	187,200円

◇介護保険料の算定に伴う所得金額の一部が変更になります。

令和7年に支給される老齢基礎年金(満額)が80万9,000円を超えることを踏まえ、保険料負担に影響が出ないよう第1段階から第2段階及び第4段階から第5段階の方の所得基準額が82万6,500円に見直されました。

令和8年度 介護保険料の算定について(特例措置)

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。国の政令改正に基づき、**令和8年度介護保険料に限り**税制改正前の控除額で算定します。

また、上記の給与所得控除の引き上げに対応して非課税の範囲内で収入を増やした方については、**令和8年度介護保険料に限り**非課税として算定した段階の保険料額になるよう減免します。市民税の情報を基に自動適用するため原則として**個別申請は不要**です。

詳しくは、福島市のホームページをご覧ください。



福島市ホームページへ
リンクします。

介護施設を利用したときの居住費等、食費の一部軽減について

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には、基準になる額(基準費用額)が定められていますが、低所得の人は申請して認められた場合、居住費等、食費は負担限度額までの支払いとなります。認定基準等について、詳しくは、下記のとおりです。

■居住費等、食費の基準費用額【1日につき】

標準的な費用の額	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円※1 (915円)	1,445円※2	

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

※1 室料を徴収する場合は、697円(令和8年8月から)

※2 令和8年8月からは、1,545円に変更になります。

■居住費等、食費の負担限度額【1日につき】

利用者負担段階	対象者	居住費等				食費		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	非課税世帯の老齢福祉年金受給者／生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円	
第2段階	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円	
第3段階①	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下の方	R8.7まで	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
	R8.8から	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円	
第3段階②	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	R8.7まで	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
	R8.8から	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円※	1,420円	1,360円	

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

●令和8年8月より第2段階・第3段階①の収入の基準が80.9万円から82.65万円に変更になります。

※室料を徴収しない場合は430円

負担限度額の対象要件に当てはまっても、①②のいずれかに該当する場合、軽減の対象になりません。

①非課税世帯でも、世帯を別にしていない配偶者が住民税課税の場合

②非課税世帯(世帯を別にしていない配偶者も非課税)でも、下記の場合(ただし、生活保護受給者には要件はありません)

●第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

●第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

●第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

●第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

利用者負担と支給限度額

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。ただし、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

1か月の支給限度額

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

- 施設等に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。
- 居宅療養管理指導、福祉用具購入、住宅改修は、上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

3割：本人の合計所得金額が220万円以上、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

2割：本人の合計所得金額が160万円以上、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

1割：上記に当てはまらない人
(40～64歳の人、住民税非課税の人、生活保護受給者)

利用者負担が高額になった場合について

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、その上限額を超えた分は申請により「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

自己負担の限度額(月額)

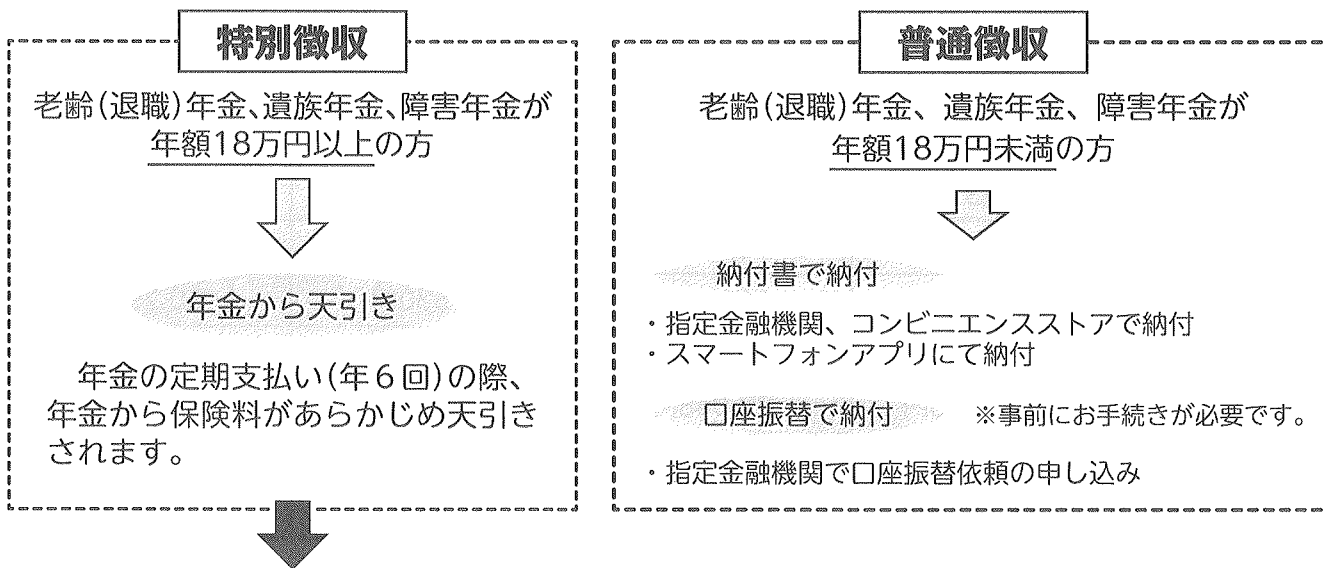
区 分	限 度 額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円(世帯)
市民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金受給の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方(※)	15,000円(個人)
生活保護受給者の方など	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

(※)令和8年8月利用分より収入の基準が80.9万円から82.65万円に変更になります。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料の納め方

保険料の納め方は2種類に分かれます。

受給している年金の額によって、年金から天引きする「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2種類に分かれます。原則、特別徴収(年金天引き)となり、個人で納め方を選ぶことはできません。



○年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
 - 他の市町村から転入した場合
 - 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
 - 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
 - 年金が一時差し止めになった場合
- …など

7月に令和8年度介護保険料のご案内をお送りします

65歳以上の方に令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)介護保険料の通知をお送りします。

【納付の方法によってお送りする通知の名称・発送日が異なります】

納付方法	通知の名称(形)	発送日	概要
特別徴収 (年金天引き)	令和8年度納入通知書 (保険料額決定通知書) 兼特別徴収開始通知書 (圧着されたハガキ)	令和8年7月17日(金)	年金天引きされる介護保険料などが記載されています。
普通徴収 (納付書・口座振替)	令和8年度納入通知書 (保険料額決定通知書) (茶色の封筒)	令和8年7月10日(金)	介護保険料の通知と納付書が入っています。(口座振替の方には納付書は入っていません)

●1ページ、4ページの内容についてのお問い合わせは
福島市介護保険課 介護資格係(直通☎525-6551)まで